

練馬稲門会「会員規程」

練馬稲門会規約第4条(会員)、同第14条(入会)、同第16条(会費)に定められた会員に関する事項について、以下のとおり定める。

1. 入会手続き

- ・別途定められた申込書を提出する。
- ・各会員とも幹事長の承認を要し、幹事長は速やかに役員会へ報告する。

2. 会員の種類と会費

種類	年会費	摘要
正会員	3,000円	早稲田大学卒業生、現任教職員、推薦校友
ファミリー会員	2,000円	正会員の配偶者、家族
準会員	無	早稲田大学各学部在籍者
賛助会員	3,000円	早稲田大学卒業生以外で入会を希望する者。但し、役員または部会長の2名の推薦を要する。

- (1)各会員は原則として練馬区在住者とするが、事情により練馬区以外に居住する者は、幹事長の承認を得て会員となる事が出来る。
- (2)ファミリー会員には、正会員の配偶者と共にその家族を含める事が出来る。年会費は1家族分として取り扱う。
- (3)新規入会者
 - ①入会年度の年会費は免除する。
 - ②入会手続き料として1500円を徴収する。
- (4)年会費の納入が3年間無い場合は、会員資格を失う。
- (5)過去に会費を一括納入した会員を「永久会員」としてその資格を維持するが、新たな募集は行わない。

第1版 令和元年5月17日

第2版 令和2年12月11日

以上